

平成18年4月11日

各位

会社名 ダイナパック株式会社
代表者名 取締役社長 飯田 真之
(コード番号3947 東証・名証第2部)
問合せ先 常務執行役員総合企画室長 森永 敏昭
(TEL 052-971-2651)

新株予約権方式による株式報酬型ストックオプションの割当に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、商法第280条ノ20、商法第280条ノ21および平成18年3月24日開催の当社第44期定時株主総会決議に基づき、当社の取締役および執行役員に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権の割当に関して、具体的内容を下記のとおり決議いたしましたのでお知らせします。

記

1. 新株予約権の名称

ダイナパック株式会社 2006年4月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 83,000株

ただし、当社が株式の分割または併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式の数は、次の算式により調整される。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式についてのみ行われる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

(調整後生じる1株未満の端株は切り捨てる。)

また、上記のほか、新株予約権発行日後に、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併またはその他組織変更を行う場合等においては、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整される。

3. 新株予約権の数

83個

(新株予約権1個当たりの目的となる株式数1,000株。ただし、前項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

4. 各新株予約権の発行価額及び発行日

各新株予約権は無償で発行するものとし、これを発行する日(以下、「発行日」という。)は平成18年4月11日とする。

5. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

各新株予約権の払込金額(以下「行使価額」という。)は、新株予約権の行使により発行または移転する株式の数に1円を乗じた金額とする。なお、新株予約権発行日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

6. 各新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額

83,000 円

7. 新株予約権の行使期間

平成 18 年 5 月 1 日から平成 48 年 4 月 30 日までとする。

8. 新株予約権の行使条件

対象者は、新株予約権を割当てられた時に就任していた当社の取締役または執行役員を退任したときに限り、新株予約権を行使することができる。なお、この場合、対象者は、対象者が上記の取締役または執行役員を退任した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から当該権利行使開始日より 10 日間を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できる。

ただし、当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合には、当該承認日の翌日から 10 日間に限り、新株予約権を行使できる。

対象者は、新株予約権を質入れ、その他一切の処分をすることができない。

対象者が死亡した場合、対象者の相続人のうち、対象者の配偶者、子、一親等の直系尊属に限り新株予約権を行使することができる。

ただし、相続人は、当該対象者が死亡退任した日の翌日から 3 ヶ月を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権の一部行使は認めない。

この他の権利行使の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当て契約の定めるところによる。

9. 新株予約権の消却事由および条件

対象者が上記 8 のただし書以降に定める当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書または株式移転の議案が、承認された株主総会日の翌日から 10 日間の行使期間を経過した日の翌日以降においても存在する新株予約権は消却することができる。この場合、当該新株予約権は無償で消却する。

対象者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、あるいは新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権は無償で消却することができる。

10. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

11. 新株予約証券の発行

新株予約証券は、新株予約権者の請求があるときに限り発行するものとする。

12. 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において発行価額中資本に組み入れる額

資本に組み入れる額は 1 株あたり 1 円とする。

13. 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合における利益配当の計算

新株予約権の行使により発行される当社普通株式に対する最初の株主配当金は、新株予約権の行使の日の属する営業年度の初めに株式の発行があったものとみなしてこれを支払う。

16. 割当先の概要

当社の取締役および執行役員の合計 20 名に割当てる。

以 上